

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 540

平成21年11月9日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

税務会計

「職業訓練優先」は功を奏すか 新政権の雇用対策の見通しを考察

臨時国会での鳩山首相の所信表明で、雇用対策面を要約すると、「政府が一丸となって緊急雇用対策本部を立ち上げ、職を失い生活に困窮されている方々への支援、新卒・未就職の方々への対応、雇用創造への本格的な取り組みなど、細やかで機動的な緊急雇用対策を政府として決定したところだ」。

新政府の雇用対策は「求職者支援制度」「労働者派遣法改正案」「雇用保険法の改正」「最低賃金」「労働時間」に絞って新設・改正・見直しへ着手する。中でも「求職者支援制度」創設、「労働者派遣法改正案」が目玉だ。求職者支援制度は、職業訓練中に月額最大10万円の手当を支給するというもの。要は失業者への手当支給は、働くために訓練を受ける人こそ支給すべき、との考え方だ。

この考えの背景には、失業率悪化で6%という過去最悪も懸念される現状がある。職業訓練中は失業給付延長のメリットがある公的職業訓練の人気の急上昇する。しかし、非正社員の受講者の数が伸びない。つまり、採用企業は即戦力だけを欲しがること、単純労働が多い非正社員は技術蓄積に消極的などが原因とされる。

マニフェスト通り3年間で100万人養成となると、今でも少ない受け皿がパンクする。企業が実務経験のない人を敬遠するため、職業訓練修了後では面接すら受けられない現実もある。結果として、これからも手当支給は生活費のためという、旧態依然を脱皮できない恐れがある。

海外取引調査で申告漏れ610億円 1件平均1580万円は実地の1.8倍

経済社会の国際化に伴い、国際的な課税問題は、企業のみならず個人の富裕層にも広がりを見せている。

国税庁は、今年6月までの1年間(2008事務年度)に海外取引を行っている者を対象に前年度比24%増の3,858件の実地調査を実施し、13%減の総額約610億円、30%減の1件平均1,580万円の申告漏れ所得を把握した。前年度より減少したとはいえ、この金額は、実地調査(特別・一般調査)全体での1件平均887万円の1.8倍にのぼる。

海外取引調査3,858件を取引区分別にみると、「海外投資」(預貯金等の蓄財を含む海外の不動産や証券などに対する投資)が全体の34%を占める1,300件、「輸出入」(事業での売上や原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引)が同19%の736件、「役務提供」(工事請負やプログラム設計など海外において行う、労力・技術等の第三者に対するサービスの提供)が同10%の369件となっている。

そのほか、金銭授受や贈与(親族に対する海外送金等)など海外取引に係るもので、上記の取引に該当しない「その他」が全体の38%を占める1,453件だった。

これらの海外取引調査の結果、1件あたりの申告漏れ所得が1,580万円見つかったわけだが、取引区分別では、「海外投資」で2,006万円、「輸出入」で915万円、「役務提供」で1,850万円、「その他」で1,467万円が、それぞれ把握された。

今週のキーワード

公的職業訓練

(独立行政法人)雇用・能力開発機構や各都道府県が実施するが、雇用保険の加入の有無は問わない。3ヵ月から1年程度の期間、受講できる。受講料無料(教科書代など本人負担)だが、面接や学科試験がある。08年の同機構受講の応募倍率は約1.7倍だった。講座によって2倍を超えるものもある。溶接技術や旋盤など製造技術は機構が担当、情報処理や介護、経理などは専門学校に委託している。ただ企業側のニーズにできていないとの声も多く、実践的な教育が望まれる。